令和５年３月 10 日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

B.1.1.529 系統（ｵﾐｸﾛﾝ株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施ついて（一部改正）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡の一部改正に関し、このたび日本医師会より通知がありました。
概要につきましては、下記の通りです。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用
〇保健所等による新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定は、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）において、「手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15 分以上の接触があった者」が要件の一つとなっているが、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定するのではなく、引き続き、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断されること。
・同一世帯内で感染者が発生した場合は、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととすることは引き続き可能であること。

〇新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者には、引き続き、基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット等）の徹底が求められ、接触から７日間が経過するまでは、感染対策として、引き続きマスクの着用が推奨されること。

〇引き続き、事業所等における保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求めない点に変わりはないこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html
※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ＩＤ等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（06-6763-7012）